

民間企業並財務諸表の作成経緯 及び現在の作業状況等について

平成 16 年 1 月 29 日
首都高速道路公団

民間企業並財務諸表の作成経緯

当公団では、従前から首都高速道路公団法に基づく財務諸表（法定財務諸表）を作成してきたが、この会計処理が民間企業で行われている会計処理とは異なっているという指摘があり、特殊法人の特性を捨象し、特殊法人が民間企業として活動を行っていると仮定した場合の財務書類として、行政コスト計算書、民間企業仮定財務諸表などを平成12年度決算から法定財務諸表とは別に作成していた。（平成13年6月 財政制度等審議会「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」）

この民間企業仮定財務諸表においては、資産区分に基づく個々の資産評価がなされておらず、道路資産の総額を対象とした平均的な耐用年数によって減価償却費の概算額を計上していたことから、民間企業の会計原則と合致していないという意見があり、平成14年8月、道路関係四公団民営化推進委員会が、より一層民間企業の会計原則に合致した財務諸表を作成するよう中間整理をとりまとめたことを受けて、資産区分を明確にした財務諸表（民間企業並財務諸表）を平成14年度決算において作成することとなった。

道路資産評価にあたっての考え方

～ 取得原価及び時価（再調達原価）を作成 ～

（公認会計士の意見を聴取）

1 取得原価で評価することについての整理

企業会計原則第3の5「貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として、当該資産の取得価額を基礎として計上しなければならない」

法定財務諸表において、道路資産を取得原価で計上しており、道路資産の総額は把握。

高速道路の最初の供用から今日までの間の工事完了検査調書が現存しており、その集計によって、道路資産の総額を資産区分ごとに把握。

2 時価（再調達原価）で評価することについての整理

取得原価に年度ごとのデフレーターを乗じて算出。

参考 各会社等の開始貸借対照表における資産評価

- | | | |
|----------|------------|---|
| ・ J R | 新幹線鉄道に係る資産 | ：土地以外の固定資産については、取得価額に物価変動率を乗じて求めた再調達原価から再調達原価に係る減価償却費を控除して得た額 |
| | その他の鉄道資産 | ：帳簿価額 |
| ・ 日本郵政公社 | 建物及び動産 | ：帳簿価額 |

取得原価による道路資産額の把握

道路資産の取得原価の確定に当たっては、まず、道路資産を構成する道路構造物を用途又は構造ごとに分け(コンクリート造の橋、金属造のガードレール等) 次いでそれぞれの資産に対応する取得原価を高速道路の最初の供用から平成13年度までの間、公団内部資料(工事完了検査調書等)を用いて年度ごと・路線ごとに整理し、最後に14年度内の道路資産の異動履歴を追加して、14年度末の取得原価を確定した。

平成14年度民間企業並財務諸表（取得原価）

1. 資産区分	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の財務省令の種類、用途又は構造を準用して分類を決定。 ・ 過去の工事完了検査調書及び決算書類等に基づき、工事費、用地費、補償費等について供用区間毎・資産区分毎に整理し、道路資産の取得原価を算定。 	
2. 耐用年数	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 財務省令による耐用年数（トンネル75年、コンクリート橋60年、メタル橋45年、土工40年など）を採用。また、附属施設についても原則として財務省令の適用区分で決定している。 	
3. 減価償却費及び除却損	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 減価償却費については、定額法を用い算出。 ・ 除却損については、実績等に基づき算出。 	
4. 補償費、建設期間中の借入金に係る利息の取扱い	
(1) 補償費について	取得原価に算入
(2) 建設期間中利息について	
・ 償却資産（道路構造物）	取得原価に算入
・ 非償却資産（土地）	取得原価に算入せず

【参考】その他の会計処理について

	法定財務諸表 < 特殊法人の会計処理基準や内規に基づく処理 >	民間企業並財務諸表（取得原価） < 企業会計原則に基づく処理 >
貸倒引当金の計上	計上していない。	回収不能見込額を計上。
道路資産の減価償却	減価償却していない。	個々の資産ごとに耐用年数を適用して減価償却。
債券発行差金等の処理	発行割引料と発行費を償還期間で均等償却。	発行割引料と発行費を区分し、発行費は3年間で償却。
調査費の処理	繰延資産として計上。	事業が実施されている路線を除き、費用化。
1年以内に償還予定の長期債務	固定負債の部に計上。	流動負債の部に計上。
退職給付引当金の計上	役職員が自己都合で退職した場合の要支給額を全額計上（退職給与引当金）。	「退職給付に係る会計基準」等に基づき計上。
資産見返交付金の計上	負債の部に計上。	資本の部に計上。
収益と費用の差の処理	償還準備金繰入として整理。	当期利益（損失）として整理。

時価（再調達原価）による道路資産額の把握

	取得原価	再調達原価
資産の評価方法	各資産の取得原価を基礎として計上。	各資産の取得原価を基礎として、道路事業固定資産（建設仮勘定を含む。）については、それぞれの取得年度に当該年度のデフレーターを乗じて、現在価値を算定。
消費税の会計処理方法	税込方式	税抜方式

使用したデフレーターは以下のとおり。

工事費：「建設工事費デフレーター（1995年度基準）」

用地費：「六大都市市街地価格指数」（首都、阪神）、「地価公示価格」、「地価調査価格」等（本四）

補償費：「建設工事費デフレーター（1995年度基準）」（建築総合）

消費税の会計処理については、民間企業の一般的な取扱い等に倣い、再調達原価では税抜方式としている。

取得原価に年度ごとのデフレーターを乗じて時価（再調達原価）を算定した理由は以下のとおり。

- ・ 首都高速道路は、構造物比率が高く（橋梁82.7%、トンネル5.5%）その構造も過密都市部を有効に活用するために一般街路や河川の上空を利用するなど、特殊区間の連続したものとなっており、標準化した再建設費の算定が困難。
- ・ 近年施工している構造物と既供用路線の構造物は構造種別が異なることから、近年の工事積算データだけでは全ての構造種別の再建設費を算定する根拠とならない。
- ・ 長大橋（ベイブリッジ等）沈埋トンネル（多摩川トンネル等）などの特殊構造物について、再建設費を算定するためには、個々に設計をし直すこととなる。

今後の課題

1. 補償費、建設期間中の借入金に係る利息の取扱いについて

「土地等を取得するための補償費」や「建設期間中の借入金に係る利息」を固定資産の取得価額に含めるか。

参考 民間企業並財務諸表における取扱い（再掲）

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| ・ 補償費 | ・ ・ 取得価額に算入 |
| ・ 償却資産に係る建設期間中の借入金に係る利息 | ・ ・ 取得価額に算入 |
| ・ 非償却資産に係る建設期間中の借入金に係る利息 | ・ ・ 取得価額に算入せず（費用化） |

2. 土地の評価について

新会社等の開始貸借対照表において、土地をどのような基準で評価するか。

参考 民間企業並財務諸表における取扱い

- ・ 購入時点における土地の購入価額に補償費の額を加算
（建設期間中の借入金に係る利息は加算せず。）

現在の作業について

平成17年度の民営化への準備として、平成15年度から以下の作業を行っている。

新財務会計システムの構築

新会社は株式会社として早期に決算を完結させる必要があることから、新しいシステムを構築することとしている。

具体的には、本検討会において決定した内容を取り入れ、他の民間企業で稼働しているシステムと同様のものを新会社に導入する準備を行っている。

土地の所有権等の精査

開始貸借対照表における資産評価額については、本検討会や法律に基づく評価委員の決定を踏まえたものになると認識しているが、決定時において適切かつ迅速に対応できるよう、外部の協力を得て、土地の所有権等の精査を行っている。